

農地法第3条の3の届出

必要書類一覧

届出が必要な事由

- ① 相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈含む）
- ② 法人の合併・分割
- ③ 時効取得・共有者の持分放棄による権利の取得等

※権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会へ提出。

提出書類一覧

名称	必要部数
農地法第3条の3の規定による届出書	2部
権利を取得したことが確認できる資料 ※相続の場合、相続登記済みの登記簿謄本	写し1部
委任状 ※代理人による届出の場合	1部
本人確認書類（免許証、写真付き身分証明書等） ※代理人による届出の場合は、本人に加え、代理人の本人確認書類が必要	写し1部